

Title	ドイツに於ける合理化運動の機關
Author(s)	谷口, 吉彦
Citation	經濟論叢 (1930), 30(2): 403-411
Issue Date	1930-02-01
URL	<a href="https://doi.org/10.14989/129846">https://doi.org/10.14989/129846</a>
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷十三第

行發日一月二年五和昭

## 論叢

國稅地租の課稅標準 . . . . . 法學博士 神戶 正雄

國際價格の理論 . . . . . 文學博士 高田 保馬

經營學論 . . . . . 經濟學博士 小島昌太郎

## 說苑

チユルゴ一の『富の形式と分配』 . . . . . 法學士 山口正太郎

明治政府の貸附金 . . . . . 經濟學士 吉川 秀造

## 講演

大都市及其附近に於ける交通機關に就いて . . . . . 法學士 種田 虎雄

## 雜錄

ドイツに於ける合理化運動の機關 . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦

フランスに於ける庶民銀行に就て . . . . . 經濟學士 松岡 孝兒

米國に於ける生命保險信託に就て . . . . . 經濟學士 和賀賢治郎

近江愛知郡志を讀みて . . . . . 經濟學士 菅野和太郎

近着外國經濟雜誌主要論題

(裝 幀 載)

## 雜 錄

### ドイツに於ける合理化

#### 運動の機關

谷 口 吉 彦

#### 一 合理化運動の合理化

合理化運動は金解禁の實施に伴つて今やわが經濟界の合言葉となつた。この運動が企業家の立場から見て、勞働者の立場から見て、また消費者としての一國民の立場から見て、いかなる意義と結果とをもたらすかは別として、事實に於てわが國の合理化運動は、數年來アメリカ又はドイツからくる翻譯運動の域を脱して、今や困難なる解禁後の經濟界に處する重要な手段として、實踐運動としての努力を之に集中せんとするものゝ様である。この状態はあたかも、ドイツに

於ける此の運動の發展に共通するものがある。

ドイツ合理化運動の中央機關が創立されたのは、すでに一九二一年であつたが、その後起つた經濟界の變動——インフラチオン——は、この機關の活動を十分ならしむるの餘地なくして數年を経過した。然るに一九二四年以後の通貨安定と之に伴ふ深刻な不景氣とは、必然に合理化運動の實踐的活動を要求することとなり、一九二五年のドイツ工業全國同盟の宣言——『工業綱領』——と呼應して、ドイツ合理化の中央機關は豊富なる財源を國家より支給さるゝと共に、活潑なる全國的運動を開始して、着々とその効果を收めつゝある。それは恰もわが國の合理化運動が、金解禁による通貨の安定と、之に伴ふ企業家の困難に刺激されて、今や正に活潑なる實行期に近づかんとするの狀態に酷似する。

併し乍ら合理化運動が單なるフラーゼオロギーから一步を進めて、その實行的努力を試みんとするに當つては、この努力こそは最も合理的に行はれねばなら

ぬ。合理化運動が不合理に行はるゝが如きは、それ自身に於ける矛盾である。合理化に關する研究や計畫

が、試験や實驗を経て實際に適用さるゝまでには、多くの努力と勞費を要すること勿論なるが、これらの努力が個々の個人または企業に於て、何等の連絡も統一もなく、適當なる準備と計畫をなすことなく、個々別々の希望と企圖の下に、各々専恣の活動を振舞ふに於ては、たとひその動機は善良なりとするも、その結果に於ては徒らに努力の重複と空費を招くこと多く、折角の合理化運動も極めて不合理に行はるゝの結果となり、所期の目的を達するは困難であらう。わが政府および民間に於ける合理化運動が、漸く實踐的努力を現はさんとする今日に於て、こゝにドイツ合理化運動の機關および組織を見んとするに當り、吾々は主としてこの點に重點をおき、合理化運動の合理化が如何なる機關と組織により、如何なる機構と過程に於て行はれつゝあるかを見ることは、必ずしも無益ではなからう。以下一々出所を示すの煩をさけて、私の参照し得

た二三の参考書を示す。

1. H. Hinnehal; Die deutsche Rationalisierungs-Bewegung und das RKW. (1927)
2. ditto; Organisation der Rationalisierungs-Bewegung (im Wege zur Rationalisierung 1927)
3. Die Vorträge der RKW-Tagung vom 15. März 1927.
4. Jahresbericht des RKW. 1926.
5. Reichskuratorium für Wirtschaftlichkeit (Selbstverlag 1927)
6. B. Birnbaum; Organisation der Rationalisierung (1927)

## 二 中央機關——全國經濟管理局

ドイツの合理化運動を進めつゝある一連の機關は、全國的に統一されたる一大組織を構成し、中央機關と附屬機關とに大別される。

中央機關は全國經濟管理局 (Reichskuratorium für Wirtschaftlichkeit) として知らるゝものであつて、ヘルリン、ルイーゼン街に宏大な獨立の官衙を占有してゐる。此の中央機關の創設は一九二一年に遡り、ドイ

ツ經濟省と技術學協會との發議に出たものである。當時はその範圍を工業に限り、名稱も RKW in Industrie und Handwerk と稱したが、一九二五年にはその規模を擴張して農業・商業はもとより、消費經濟の合理化までも包含せしめ、同時に巨額の國庫支出をなしてその公費制を確立した。合理化運動としての活動を活潑にするに至つたのは、この改革にもとづくものである。

全國經濟管理局の任務とする所は、經濟のすべての領域にわたる合理化を促進するにある。こゝに合理化とは彼等の定義に従へば、『經濟性を増進する技術と計畫的規制とを提供する所のすべての手段を案出し、且つ適用する』にある。しかして合理化の目標は、『財貨を廉價にし、多量にし、良質にすることによつて、國民の福祉を増進するにある』とされる。併し乍ら管理局は一種の總轄機關にすぎずして、實際の合理化運動に自ら手を下すものではない。活動の中心は後に述ぶるが如く管理局の下にある多數の委員會にあつて、

管理局はたゞこの委員會の活動資源を國家より取次いで分配するに過ぎない。

全國經濟管理局は三つの機關から成る。理事會 (Vorstand) 會計委員會 (Finanzausschuss) および會員總會 (Mitglieder-Versammlung) これである。

理事會は理事長 (Vorsitzende) 理事長代理 (stellvertretende Vorsitzende) 専務理事 (geschäftführende Vorstandsmitglied) および少くとも他の四人の理事より成る (一九二七年の平理事は十四人あり)。理事は會員總會に於て、理事長および同代理は理事會に於て選舉し (任期五年)、専務理事は理事會の承認を得て理事長之を囑託する。専務理事の權利義務は契約によりて定まる。理事は専務理事を除きすべて名譽職とする。

會計委員は毎年理事の推薦にもとづき會員總會に於て選舉する。理事を兼ね得ず、定員は少くとも七人とし (一九二七年には十六人あり)、その中二人は大藏省および經濟省の代表者をもつてする。會計委員會の任務は理事會と獨立に管理局の豫算案を審議し、且つ成

立せる資金分配計畫にもとづいて、補助金の各團體に配給さるゝを監督するにある。

會員 (Mitglieder) の大部分は民間の實業家團體および學界から選出されたものより成り、その他に立法府および政府の代表者をも加へる。政府代表以外の會員は經濟大臣の認可を要し、法人は會員たり得ず。一九二七年の會員は二二六人を計へる。會員は會費を要せず、管理局の經費は大部分國庫より支辨せられ、一部は實業團體より捐出することとなつてゐる。

### 三 全國經濟管理局の特徴

ドイツ合理化運動の中央機關たる經濟管理局は、私の見るところでは少くとも二つの特徴を有する。公費制と自治制これである。

第一に合理化機關の公費制、即ち合理化運動の實行に伴ふ費用を國家の支出に待つ制度は、ドイツの運動をして今日あらしむるに至つた主要な直接原因をなすことと言ふまでもない。一九二一年の創立以來數年の間、

中央機關が殆んど何等の活動をもなし得なかつたのは、主として主觀的な經濟事情に禍されたものではあるが、併しまた有力な財源を得ざるために、活動の大半を資金の調達に費さねばならなかつた事情にもよると言はれる。然るに一九二五—六年度には、既に述ぶるが如き事情によつて、一二〇萬マルクの政府補助金を得ることとなつた。この金額は當時ドイツの經濟省豫算の一〇%を占めたといふ事實から見ても、此の運動がいかに重要視されたが想像される。それ以來の國庫支出は年々次の如き額に上る。

一九二五—六年度	一、二〇〇、〇〇〇 <small>マルク</small>
一九二六—七年度	一、二〇〇、〇〇〇
一九二七—八年度	一、七〇〇、〇〇〇
一九二八—九年度	減額(未詳)

此の如き巨額の國家財源が合理化運動に支出さるゝに至つたのは、一九二五年の改革の結果として、此の運動が一部工業家の運動から農商業家および消費者を包含する國民全體の福祉運動に轉化したといふ名目に

よるものであらう。この點は合理化運動に對する根本的見解の異なるに從つて議論の岐るゝ所なるが、こゝでは之を論じない。たゞこの公費制によつて、少くとも合理化運動の當事者をして、一部出資者の利害を顧慮することなく、全く自由なる見地にあつて判斷せしめ、從つて合理化運動をして國民全體の福祉運動たらしむべく努力すべき責任を負はしむることが出来る。

彼等も言する、『これによつて全國管理局は、何等の顧慮なくして活動し得る可能性を得ると共に、また委任されたる資金を全國民の利益をもたらずべく使用すべき義務を負ふに至つた』と。

第二の特徴をなす自治制は、殊に吾國の問題に關聯して注意すべき點であらう。國庫支辨の機關に伴ふ最大の危險は、それが殆んど當然の如く官治機關となり、從つて官僚的性質を免れざる點にある。然るに合理化運動の如きは、その性質上から見て、事業のインシアチヴを民間に求むるでなければ、決して效果的たり得るものではない。從來吾國に設けらるゝ殆んど

すべての此種の機關は、幹部を政府者に於て占領し、民間の實際家を委員に任命して、政府の手に成つた腹案を形式的に諮問する場合が少くない。ドイツに於てもまた此種の弊害は常に公費制に伴つて見られた様である。然るに經濟管理局の構成は、上述の如くその組織に於てすでに全く自治的にできてゐる。まづ民間の諸團體から會員を選出せしめ、會員から理事を選舉し、理事から理事長を選出し、理事長は専務理事を囑託する。この間にあつて政府者の容喙し得る部分は、たゞ選出されたる會員を認可することゝ、會計委員の中に大藏・經濟兩省の代表者を出し得ることゝの二點にすぎない。この自治制は更に後に述ぶべき諸機關の活動を見るに及んで、より明瞭に現はれて來るであらう。

思ふに經濟管理局の特徴は、それが國庫支辨の機關なるに拘らず、全く自治的に活動し得る點にある。國家は少なからぬ經費を支辨しながら、その資金の支出に就ては、全く政府の意思から獨立せる機關に一任す

るのみならず、その機關の構成が全く自治的であり、従つてその機關の活動は自治的自發的とならざるを得ない。此點に於てこの機關は之を形式的に見るもまた、少なからぬ興味をひくに足るものがある。

#### 四 附屬機關——委員會制度

ドイツ合理化運動を組織する諸機關の全體としての特徴は、その委員會制度にあるといへる。多數の委員會は形式上では管理局に總括さるゝ附屬機關ではあるが、しかし實質上に於て運動の基礎的中心機關をなすものは、この多數の委員會である。合理化運動の具體的事業は、一も中央機關に於てなされてゐるのではない。中央機關の母體となつて實際の仕事を行はしめてゐるものは、すべて委員會または經濟團體である。

經濟管理局に直屬し若くは之と密接に關聯して、最も重要な活動をなすところある二三の委員會を左にあげる。

- (一) 經濟的操作委員會(Ausschuss für wirtschaftliche

Fertigung; AWF.)の任務とする所は、經營内部の技術的合理化を研究し實施するにあり、例へば流動作業法(Fliessarbeit)の採用、包装法の合理化等々之に屬する。この委員會は更に十數の専門的小委員會に分れる。例へば機械工業委員會・手工業委員會・流動作業委員會・動力誘導委員會等々これである。

(二) 引渡條件全國委員會(Reichsausschuss für Lieferbedingungen; R.L.)の任務は、工業用の原料・半製品・事務所の設備品・消耗品および家庭用の完成品・食料品・奢侈品に至るまで、すべて日常の市場に於て賣買さるゝ商品に於て、その受渡條件を統一し、且つ商品の名稱・標識・鑑定を統一せんとするにあり、他の委員會ことに規格委員會と密接に協力する。この委員會の下にもまた多數の専門的小委員會を包含する。紡織物・紙・皮革・塗料・油脂等々主として商品別による委員會これである。

(三) 經濟的管理委員會(Ausschuss für wirtschaftliche Verwaltung; A.W.V.)の目的は、商・工業・銀行業・交通



業等々の經營管理に關する合理化的經驗を交換し、または共同の研究をなすことによつて、事務の統一化と單純化を期せんとするにあつて、同じく多數の専門委員會に分れる。事務所委員・事務技術委員・會計委員・用度委員・銀行委員・販賣委員・術語委員等これである。

(四) ドイツ規格委員會(Deutscher Normenausschuss; DIN)は技術家の間に早くより成立して、合理化運動の全國的統一にとりその前身となり母體となつたものである。これまた十數の専門委員會より成る。例へば紡織工業・農業器具機械・小工業及家庭器具・高層建築等々これである。

以上の四大委員會の外、これと併立して更に溫熱經濟本部・廢物利用本部以下約二十の委員會または團體本部が管理局に總括される。しかしして是等の委員會または團體は、更に専門の小委員會または小團體を多數に包含すること前例の示すが如くであるから、合理化運動の實體をなす團體または委員會の數は、極めて多

數に上るべきこと容易に想像される。今一九二六―七年度に於ける大委員會または團體本部に對する資金の分配表を見る時は、大體の仕事振りを知らることが出来る。

自一九二六年二月一日  
至一九二七年三月三十一日

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| 一、全國經濟管理局    | 一六〇、〇〇〇 <sup>マルク</sup> |
| 二、經濟的操作委員會   | 一〇一、〇〇〇                |
| 三、引渡條件全國委員會  | 四八、六〇〇                 |
| 四、經濟的管理委員會   | 九〇、八五〇                 |
| 五、ドイツ規格委員會   | 一三五、九〇〇                |
| 六、溫熱經濟本部     | 一一、〇〇〇                 |
| 七、廢物利用本部     | 一五、〇〇〇                 |
| 八、農業勞働技術會    | 三九、五〇〇                 |
| 九、技術材料検査會    | 三九、〇〇〇                 |
| 一〇、ドイツ金屬學會   | 一六、九〇〇                 |
| 一一、ドイツ建築技師會  | 一〇、三〇〇                 |
| 一二、技術教育委員會   | 四七、四〇七                 |
| 一三、技術學教材本部   | 二七、〇〇〇                 |
| 一四、ドイツ經營技師會  | 三〇、八〇〇                 |
| 一五、非鐵金屬委員會   | 八、四〇〇                  |
| 一六、勞働時間評價委員會 | 一六、五〇〇                 |
| 一七、手工業經營研究所  | 五六、〇〇〇                 |

一八、主婦協會本部	二〇、〇〇〇
一九、鍛接技術委員會	七、五〇〇
二〇、硝子工業溫熱相談所	五、三〇〇
二一、ドイツ色彩會	三、〇〇〇
二二、色染學研究所	六、〇〇〇
二三、燃料節約會	一、二〇〇
二四、暖房技術本部	二、四〇〇
二五、バイエル溫熱經濟會	三、〇〇〇
流動作業	六、二二一
運搬ヒイルム	九、〇三七
經營經濟文書	二、三、五〇〇
計	九四二、〇一五
一九二五年より一九二六年までの支出	一二八、三一三
ハンドブックの出版	三〇〇、〇〇〇
宣傳其他特殊の用途	一〇〇、〇〇〇
合 計	一、四七〇、三二八

## 五 合理化機關の活動

最後にこれらの諸機關は、如何にして合理化運動の具體的專業をなしつゝあるか、その活動の機構は如何にして組織されてゐるかを見る時は、より明瞭にその

公費制と自治制との關係を理解し得るであらう。

具體的な個々の合理化運動のイニシアチヴは、常に民間の團體から起る。先づ第一に、共通の利害關係に立つ一群の企業家または住民は、相集つて一の委員會又は團體を組織する。これが合理化運動の實際の *trigger* である。この委員會又は團體は、實行せんとする合理化運動に就て最初の計畫を設計する。この計畫は更に上級團體又は委員會に提出せられて、廣くその批判をうけ、之に對する反對又は反對設計書との間に一致點を見出して、こゝに一般の承認を得たる計畫ができ上る。かくの如くして例へば經濟的操作委員會に屬する多數の設計書が得られる。その成立には何等強制的分子を含まない。たゞゞ共通利益の必要から生れ出るにすぎぬ。中央機關は之に關しては何等積極的の仕事をなさず、すべてを委員會または團體に一任せねばならぬ。中央機關が何等かの成案を作り上げ、之に従つて合理化を實施せんとするが如き凡ての試みは、無效であると言はれる。

かくの如くして成立せる計畫又は設計書は、それぞ  
 れの上級機關を経て經濟管理局に提出されて、之に要  
 する資金を請求することとなる。この請求は毎年二回  
 づつ(三月一日、九月一日)締切つて、管理局に於て之  
 を審査する。審査は事實審査と會計審査とに分れ、前  
 者はその計畫の合理化性、必要性および適用性の如何  
 を審査する。此の場合に理事會は會員より成る經濟團  
 體の力を借ることが多い。會計審査は會計委員の職責  
 に屬し、その計畫の總費・部分費・繼續期間・出版費等  
 を審査する。専務理事は審査の結果にもとづいて毎年  
 二回の豫算案を編成し、理事會および會計委員會の審  
 議を以つて確定する。確定豫算の資金分配表に本づい  
 て、經費支出を請求せる委員會または經濟團體は資金  
 を交付せられ、茲に初めてその計畫を實施し得ること  
 となる。

それ故に管理局の重要な仕事は、資金を國家より取  
 次いで之を各團體に分配し、之に關聯して各團體の業  
 績を監視するに過ぎず、白らは何等直接の仕事をなす

ものでない。管理局の具體的の業務は資金の分配の外  
 に、(一)合理化運動の一般的宣傳をなし、(二)計畫ま  
 たは研究の連絡統一を圖り、(三)研究または實施の結  
 果を交換し且つその普及を計り、(四)報告を徴しまた  
 諸般の報告を公刊する等にある。

以上述ぶる所を圖によつて總括すれば次の如くな  
 る。この圖は管理局専務理事 H. Hinematal 氏の原圖  
 に筆者の考案を加へたものである。(五、一、一二)

